



Trade Mark

商 標

弁理士法人 藤本パートナーズ 田中 成幸◇弁理士

新商品のネーミングを検討しています。「覚えやすさ」や「印象の良さ」といった観点だけでなく、商標法上も問題のない名称にする必要があると聞きました。どのような点に注意すればよいでしょうか。

(兵庫県 Y. M)

1. はじめに



新商品のネーミングでは、「覚えやすさ」や「印象の良さ」といったマーケティング上の観点に加え、商標法上の観点からの検討も重要です。

ネーミング段階で十分な検討を行わない場合、そのネーミングに係る商標について登録が認められなかったり使用できなかったりするなど、事業活動に支障が生じるおそれがあります。実際にどのような点がポイントとなるか考えてみましょう。

2. 商標法上の主な検討ポイント

(1) 他人の商標との関係

商標法では、出願商標が既に登録されている他人の商標と同一・類似で、かつ、指定商品等も同一・類似である場合には、商標登録を受けられないと規定されています(4条1項11号)。

そして、このような商標は登録できないだけでなく、使用した場合には他人の商標権の侵害となるおそれがあるため、特に注意が必要です。

(2) 自他商品等識別力の有無

自他商品等識別力(以下、識別力)とは取引者、需要者がその商標によっ

て特定の事業者の商品・役務であることを区別できる力をいいます。

商標法では以下のものは原則として識別力を欠くとされています(3条)。

- ①商品等の普通名称(1号)
- ②商品等の慣用商標(2号)
- ③商品の品質等を示すもの(3号)
- ④ありふれた氏または名称(4号)
- ⑤極めて簡単でありふれた標章(5号)
- ⑥その他需要者が何人かの業務に係る商品等と認識できないもの(6号)

これらは特定の者が独占的な権利を取得することに適さないものとして定められているものです。

このようなネーミング自体の使用は可能ですが、誰でも使用できるため、他社との差別化が難しくなってしまう点に留意が必要です。

3. ネーミング選定における留意点

(1) 事前調査の実施

ネーミングを採用する前に、先行商標調査を十分に行うことが不可欠です。調査を行わないあるいは不十分な場合には、後になって類似商標の存在が判明し、ブランド名の変更や紛争のための対応が必要となる危険性もあります。特に商品販売開始後の商標変更

は、販促物の再作成やブランドの再構築など、多大なコストを伴うため回避すべきです。

(2) 識別力のある名称の採用

ネーミングにあたっては、商品の品質や内容をそのまま示すものではなく、一定の独自性を有する商標を採用することが望ましいといえます。

識別力が微妙なものは、審査でスムーズに認められない場合や登録後に識別力がないと判断された結果、商標権の及ばない範囲(26条)に該当することもあり、それを回避するためです。

(3) その他

商標権は国ごとにあるため、海外でも同一ブランドを展開することが想定される場合には、事業を行う国でも使用できる商標の採択が必要となる点に注意してください。

4. おわりに

商標は単なる名称ではなく、事業活動における重要な識別標識として機能するものです。したがって、新商品のネーミングにあたっては、将来的な権利取得や紛争リスクも視野に入れ、商標法上の観点を踏まえた慎重な検討を行うことが重要です。